

札幌市動物園条例（素案）の規定内容・項目の概要と条文案

（1）規定内容の要点

- ① 札幌市が考える動物園等のあるべき姿（保全と動物福祉に関する役割等）を明確化
- 動物園等及び動物福祉の定義を明らかにし、動物園等は保全に寄与することを目的に運営すること、良好な動物福祉を確保していくことを明記
⇒ 第 1 条目的、第 2 条定義（動物園等、動物福祉）、第 3 条基本理念
 - 上記のために動物園等が行うべきことを明記
⇒ 第 7 条保全措置、第 8 条良好な動物福祉、第 9 条活動情報の公表
- ② 円山動物園の基本的運営事項を明確化
- 運営方針等の策定（ビジョン 2050 の策定根拠条項） ⇒ 第 10 条
 - 動物福祉向上の考え方、動物福祉委員会設置、動物福祉規程策定 ⇒ 第 11 条
 - 上記のほか、市長の責務として、施設の整備及び管理、危機管理、国内外の関係機関等との連携、人材の確保育成、市民等との情報共有を行うことを明記
⇒ 第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条
 - 職員の責務として、新たな知識や技術の習得、良好な動物福祉の確保、施設や動物の適正な管理を規定 ⇒ 第 11 条、第 14 条、第 18 条
 - 展示、教育活動では「野生動物のふれあい」「擬人的表現」を原則禁止 ⇒ 第 13 条
- ③ 動物園等の保全活動を推進する仕組みを設けること
- 市、市民、事業者の協働のもと動物園等の活動を推進すること ⇒ 第 3 条基本理念
 - 市は、動物園等を支援する総合的な施策の策定・実施すること ⇒ 第 4 条市の責務
 - 市民、事業者は動物園等の活動に理解を深め、支援し、日常生活や事業活動において保全への配慮に努めること ⇒ 第 5 条市民の責務、第 6 条事業者の責務
 - 市民、事業者からの支援を動物園等の保全活動につなげる基金の設置 ⇒ 第 20 条
 - 市民が参加する附属機関「市民動物園会議」において条例の推進策、見直し、円山動物園の運営について審議し、動物園等の保全活動を推進 ⇒ 第 21 条

（2）条例の構成、項目

前文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の責務
- 第 6 条 事業者の責務

第 2 章 動物園等

- 第 7 条 保全措置
- 第 8 条 良好な動物福祉の確保
- 第 9 条 活動情報の公表

第 3 章 円山動物園

- 第 10 条 運営方針等の策定
- 第 11 条 良好な動物福祉の確保
- 第 12 条 動物福祉の日
- 第 13 条 展示及び教育活動の原則
- 第 14 条 施設整備及び管理
- 第 15 条 安全点検強化の日
- 第 16 条 危機管理
- 第 17 条 国内外の動物園等との連携
- 第 18 条 人材の確保及び育成
- 第 19 条 市民等との情報共有

第 4 章 基金

- 第 20 条 基金

第 5 章 市民動物園会議

- 第 21 条 市民動物園会議

（3）条文案

札幌市動物園条例（素案）

令和●年●月●日
条例第●号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 動物園等（第7条—第9条）
- 第3章 円山動物園（第10条—第19条）
- 第4章 基金（第20条）
- 第5章 市民動物園会議（第21条）

前文

我が国の動物園は、その始まりこそ博物館附属施設として誕生したものの、その後は長きにわたって、学問の場というよりは、主に人々の憩いの場として発展して来ました。札幌市円山動物園（以下「円山動物園」という。）も同様であり、戦後間もない1951年に戦争に疲れ、荒廃した市民の心を和らげるために開設されました。

しかしながら、今日、動物園及び水族館（以下、「動物園等」という。）には、その社会的な役割として、生物多様性の保全とそのための教育や調査研究に重きを置くことが求められています。

あわせて、動物が、動物種ごとの本来の生理や生態を保ちながら幸せに暮らしていけるよう、科学的知見を以って客観的に判断される、良好な動物福祉を常に追求し続けることも求められています。

しかしながら、円山動物園では、良好な動物福祉を確保できず、大切な動物を死亡させるという過ちを犯した経緯があり、これを反省し、飼育展示や動物診療に係る職員体制の改善、長期的な基本方針の策定などを行ってきましたが、今後は、これらを基礎に更に良好な動物福祉の確保に向けた取り組みを行っていく

必要があります。

一方、我が国の法制度には、動物園等を総括的に規定したものは無いとともに、動物福祉について真正面からとらえたものがなく、そのことが動物園等のあり方などを不安定なものにしています。

これらのことから、動物園等の位置づけや役割、生物多様性保全や良好な動物福祉の確保に向けた取り組みなどを明らかにし、市内のすべての動物園等が、常に良好な動物福祉を追求し続けつつ、互いに協力しながら生物多様性保全のために活動していけるようにするとともに、動物園等以外の動物飼育施設における動物福祉の向上にもつなげていくため、ここに札幌市動物園条例を制定します。

第1章 総則

下線部は提言内容から変更のあった箇所です。

（目的）

第1条 この条例は、動物園及び水族館（以下、「動物園等」という。）が生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園等の活動に関する基本理念や責務等を明らかにし、もって現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）動物 ほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他の多細胞生物をいう。但し、植物や菌類を除く。
- （2）野生動物 家畜化されておらず、かつ自然環境下において生息する個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群をいう。
- （3）動物園及び水族館 生物多様性の保全に寄与するため、主に野生動物を飼育及び展示し、かつ繁殖及び累代飼育による生息域外保全に取り組み、野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。
- （4）動物福祉 動物がおかれた環境に関連する動物の身体的及び心理的状態をいう。
- （5）生息域内保全 生態系及び自然の生息地を保全し、並びに持続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう。

- (6) 生息域外保全 主として生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
- (7) 累代飼育 遺伝的多様性を維持しつつ、動物を3世代以上に渡って安定的に繁殖させ、かつ飼育下個体群を維持することをいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するために、動物園等の活動に関しては、次の各号に掲げる基本理念の下、行われなければならない。

- (1) 動物園等の活動は、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われ、かつ動物園等の活動に関わる動物の良好な動物福祉が確保されることを基本とする。
- (2) 動物園等の活動は、生きものや自然が生態系の重要な構成要素であることを認識するとともに、豊かな人間性や感性を育む機会を提供することを基本とする。
- (3) 動物園等の活動は、市、市民、事業者との協働の下で行われることを基本とする。

(市の責務)

第4条 市は、動物園等が行う生物多様性の保全活動を十分に認識し、動物園等を支援する総合的な施策を策定及び実施しなければならない。

- 2 市は、市が設置した動物園等については、本条例の目的や理念等に沿って適正に運営するとともに、その運営については適宜公表し、市民等の理解と協力が得られるようにしなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物園等が行う生物多様性の保全活動への理解を深め、支援するとともに、生物多様性の保全に留意した日常生活を営むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、動物園等が行う生物多様性の保全活動への理解を深め、支援するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 市以外の事業者が動物園等を設置する場合には、本条例の目的や理念等を十分に理解した上で適正に運営しなければならない。

第2章 動物園等

（保全措置）

第7条 動物園等は、生物多様性の保全を推進するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 動物の収集に関すること
- （2） 野生動物の保全を目的とした調査・研究に関すること
- （3） 種の保存に関すること
- （4） 生息域内保全に関すること
- （5） 動物本来の生態を伝える動物の展示及び教育活動に関すること
- （6） 動物園等の活動に有益な情報を収集及び提供すること

（良好な動物福祉の確保）

第8条 動物園等は、良好な動物福祉を確保するため、動物の種に適した要件及び個体の要求を最新の科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した環境を提供するとともに、疾病の予防と治療を適切に実施できる獣医療体制を整えなければならない。

- 2 動物園等は、動物福祉に関する規程を別に定め、適切に規程を遵守しているかを評価し、その運営に関し、必要に応じて改善のための措置をとらなければならない。
- 3 動物園等は、前項に定めた規程について、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、適宜見直さなければならない。

（活動情報の公表）

第9条 動物園等は、本章に係る活動を記録し、保存し、何人も情報をいつでも得られるようインターネット等を活用するなどして随時公表及び更新する。

第3章 円山動物園

（運営方針及び実施計画の策定）

第10条 市長は、本条例の目的を達成するため、総合的かつ計画的な運営方針を策定する。

- 2 前項の運営方針は、適切な計画期間を設定するものとし、その時々野生動物及び地球環境の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう考慮する。

- 3 運営方針に定める事項は、市長が別にこれを定める。
- 4 運営方針は、社会情勢等の変化に伴い、計画内容及び計画期間を見直す必要が生じたときは、計画期間内にあっても随時変更されるものとする。
- 5 市長は、運営方針に沿った運営を実現するため、中期的かつ具体的な計画（以下、「実施計画」という。）を定める。
- 6 前項の実施計画に定める事項は、市長が別にこれを定める。

（良好な動物福祉の確保）

第11条 市長は、飼育する動物の良好な動物福祉を確保するため、以下の各号を整備した飼育管理に努めなければならない。

- (1) 動物の種及び個体における身体的、心理的要件に適合した飼育環境
- (2) 疾病の予防及び治療を適切に実施できる質の高い獣医療体制
- 2 動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について調査・研究し、審議し、又は改善を図るため円山動物園動物福祉・倫理委員会(以下「動物福祉・倫理委員会」という。)を設置する。
- 3 動物福祉・倫理委員会の運営に関する事項については、市長が別にこれを定める。
- 4 市長は、別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を動物福祉・倫理委員会の審議を経て定め、円山動物園が適切に当該規程を遵守しているか動物福祉・倫理委員会の評価を受けなければならない。
- 5 市長は、動物福祉・倫理委員会の評価を受け、円山動物園の運営に対して改善のための必要な措置をとることができる。
- 6 動物福祉に関する規程は、最新の科学的知見に基づいて、適宜見直されるものとし、改正された規程は、速やかに公表されるものとする。
- 7 職員は、常に各自の業務において、良好な動物福祉を確保できるように努めなければならない。

（円山動物園動物福祉の日）

第12条 市は、職員その他の関係者の動物福祉への意識高揚及び取組推進を図ることを目的として、毎年7月25日を「円山動物園動物福祉の日」に定める。

（動物の展示及び教育活動における原則）

第13条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行う際は、野生動物に関する情報を正確に伝えるとともにその尊厳を尊重することを基本とし、次のことは行ってはならない。ただし、第1号において動物福祉・倫理委員

会が、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 野生動物に直接接触する機会を提供すること
- (2) 動物に人を模した姿、格好、又は行動をさせようとする事
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを人の姿、格好、又は行動にあてはめて表示すること

(施設の整備及び管理)

第14条 市長は、円山動物園を整備する際には、生物多様性の保全又は良好な動物福祉の確保に資する施設として十分に機能することができるよう整備計画を立て、適切に施設管理ができるよう十分配慮しなければならない。

2 市長は、施設利用者や職員の安全はもとより、便宜施設の充実など施設利用者の快適性にも配慮しなければならない。加えて飼育されている動物の安全及び快適性を確保した施設管理も万全を期さなければならない。

3 職員は、施設利用者や飼育されている動物の安全及び快適性を確保するために、日々の業務において、施設の安全管理及び飼育されている動物の適正な管理に万全を期すよう努めなければならない。

(円山動物園安全点検強化の日)

第15条 市は、施設利用者及び職員その他の関係者並びに飼育されている動物に対する安全対策の強化を図ると共に、職員その他の関係者の安全管理への意識高揚を図ることを目的として、毎月28日を「円山動物園安全点検強化の日」に定める。

(危機管理)

第16条 市長は、飼育する動物並びに施設利用者及び職員その他の関係者の安全に配慮し、自然災害、動物の逸走、感染症その他の事象に対する事前対策として、危機管理計画及び当該計画を実現する体制を整備しなければならない。

2 市長は、前項にいう事象発生後の対処に関する危機対応マニュアルを作成し、かつそれに基づく定期的な訓練を実施し、必要に応じて当該マニュアルの見直しも随時実施する。

3 市長は、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合には、前項のマニュアルに基づいて、直ちに関係機関に通報すると共に、近隣住民などに適切な情報提供及び対応を実施しなければならない。

（国内外の動物園等関係機関との連携）

第17条 市長は、本条例の目的及び基本理念に従って、実効性のある事業展開を企図するために、円山動物園が国内外の政府、地方公共団体、大学等研究機関、動物園等及び動物園等の活動に関連する機関又は団体等と、積極的な連携及び協力を図っていかなければならない。

（人材の確保及び人材の育成）

第18条 市長は、生態学、生理学、栄養学、獣医学その他の専門的知識を有する人材の確保に努めなければならない。

2 市長は、野生動物を専門的に診療できる獣医師の確保及び適切な配置に努めなければならない。

3 市長は、動物の飼育、繁殖、展示、及び調査研究、並びに施設利用者への教育活動及び情報共有に関する業務の高度化、専門化に対応すべく、それに従事し得る人材の確保に努めなければならない。

4 市長は、職員の育成を図るため、最新の知見の収集及び技術習得を目的とした研修、研究及び発表の機会を確保するように努めなければならない。

5 職員は、最新の科学的知見や情報を収集し、いつでも閲覧できるよう整理するとともに、新たな知識や技術の習得に努めなければならない。

（市民等との情報共有）

第19条 市長は、活動に関する多様な情報が広く速やかに市民、施設利用者、及びその他関係者等に周知されるよう情報の発信を怠ってはならない。

2 市長は、円山動物園の活動に対して、施設利用者、市民、及びその他の関係者等の意見等の収集に努めなければならない。

第4章 基金

（基金）

第20条 市長は、本条例の目的を達成するため、別の条例で定めるところにより、（仮称）札幌市動物園保全事業推進基金を設置する。

第5章 市民動物園会議

（市民動物園会議）

第21条 本条例の推進及び円山動物園の運営に関する審議を行うため、市民動物園会議を置く。

- 2 市民動物園会議は、委員10人以内を以って、これを組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者に市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別な事項等を審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 市民動物園会議は、必要に応じ、部会を設置することができる。
- 8 前各号に掲げるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和●年●月●日より施行する。